

給水装置工事事業者が施工する給水装置修繕について

給水装置修繕の施工前確認について

◆水道メーター 1 次側の給水装置修繕は、上下水道局給水係又は修理当番店へ連絡ください。

- ・修繕は局費用負担範囲となりますが、状況を確認し、建物の用途、原因によっては需要者負担となります。判断が困難な場合は上下水道局給水係へ連絡ください。

◆水道メーター 2 次側の給水装置修繕は、需要者の費用負担が原則です。

- ・トラブルを避けるため必ず事前に修繕費用負担が発生することを伝え、依頼者の承諾を得た後に着手してください。

以上のことを従業員の皆様に周知され、給水装置の修繕に着手されますようよろしくお願いいたします。